

定

ハ」を「ホ及びへ」に改め、

同欄第十三号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

5 年 11 月 14 日

和

令

例

決事項の欄第五号中「及び」を「、子育て部分休暇及び」に改め、同欄第六号中「ロ及び 子育て部分休暇」に改め、

この規則は、

公布の日から施行する。

告

示

同欄第五号中

「口及びハ」を「ホ及びへ」に改め、

同項課長専

葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則をここに公布する。 (昭和三十二年千葉県人事委員会規則第五号) (副課長の職にある者を除く。 尚 靖 彦

0

落札者等の公告

特定調達公告

令和五年二月十四日付け県報第一三八一一号中

事

委

員

会

規

則

0

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦

 \bigcirc

公共測量の実施(三件)

 $\overline{\bigcirc}$

(「別図」は、省略し、千葉県環境生活部水質保全課に備え置いて縦覧に供する。

土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種

土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準

ふっ素及びその化合物

八千代市大和田新田字津金向六八六番三の一部

(別図のとおり)

九

Ξ.

鉛及びその化合物

に適合していない特定有害物質の種類

九

指定する区域

五.

ならない区域を次のとおり指定する。

令和五年十一月十四日

千葉県告示第四百三十四号

土壤汚染対策法

物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、

特定有害

0

公安委員会告示

監査委員告示

土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害警戒区域の指定

警備員指導教育責任者講習の実施(二件)

千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示

保安林の指定

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

人事委員会規則

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

千葉県告示第四百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十五条の二第一項の規定により、

次の

- 森林を保安林に指定する。
- 令和五年十一月十四日

保安林の所在場所

千葉県知事

熊

谷

俊

人

- 君津市西原字小田野下一、 五〇六番
- 指定の目的
- 土砂の崩壊の防
- 指定施業要件

千葉県人事委員会規則第二十一号

令和五年十一月十四日

- の 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。
- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2

の子育て部分休暇の承認に関すること」を加える。

第七条第三項第五号中「もの」の下に「及び所属職員

別表各課共通の項事務局長専決事項の欄第三号中「及び看護休暇」を「、看護休暇及び

部を次のように改正する。

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程

千葉県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則

千葉県人事委員会委員長

諸

立木の伐採の限度

こドナ区域		急傾斜地の崩壊	市	山王一
木町の区域	鏑木町一八		示す区域	
うち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊	佐倉市高岡の区域のうち、次の図面	高岡二
及び印旛郡酒々井町本佐倉の区域			に示す区域	
佐倉市千成三丁目、大蛇町、将門	千成三	急傾斜地の崩壊	佐倉市飯重の区域のうち、次の図面	飯重二
ち、次の図面に示す区域			ち、次の図面に示す区域	
佐倉市弥勒町及び大蛇町の区域の	弥勒町一	急傾斜地の崩壊	佐倉市飯重及び江原新田の区域のう	飯重一
面に示す区域			うち、次の図面に示す区域	
佐倉市大蛇町の区域のうち、次の	大蛇町二	急傾斜地の崩壊	佐倉市宮小路町及び城内町の区域の	宮小路町二
す区域			に示す区域	
び石川の区域のうち、次の図面に示		急傾斜地の崩壊	佐倉市吉見の区域のうち、次の図面	吉見三
佐倉市太田、六崎、大崎台四丁目及	太田四		に示す区域	
のうち、次の図面に示す区域		急傾斜地の崩壊	佐倉市岩名の区域のうち、次の図面	岩名一〇
佐倉市太田及び大崎台五丁目の区域	太田三		次の図面に示す区域	
うち、次の図面に示す区域			台一丁目及び臼井台の区域のうち、	
佐倉市太田、石川及び六崎の区域の	太田二	急傾斜地の崩壊	佐倉市臼井田、八幡台二丁目、八幡	臼井田一四
に示す区域			区域のうち、次の図面に示す区域	
佐倉市太田の区域のうち、次の図面	太田一	急傾斜地の崩壊	佐倉市臼井田、臼井及び新臼井田の	臼井田一三
に示す区域			ち、次の図面に示す区域	
佐倉市神門の区域のうち、次の図面	神門一	急傾斜地の崩壊	佐倉市臼井田及び臼井の区域のう	臼井田一二
す区域			区域のうち、次の図面に示す区域	
佐倉市城の区域のうち、次の図面に	城二	急傾斜地の崩壊	佐倉市臼井田、新臼井田及び臼井の	臼井田一一
の図面に示す区域			ち、次の図面に示す区域	
佐倉市城及び石川の区域のうち、次	城一	急傾斜地の崩壊	泪	臼井一五
に示す区域); 	自然現象の種類	指定の りゅう	国域の名称
倉市	上勝田四	土砂災害の発生原因となる)	
に示す区域		が知事 熊谷 俊人	千葉県	
倉市	上勝田三		一月十四日	令和五年十一
面に示す区域		次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。	十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災	五十七号)第七条
佐倉市上志津の区域のうち、次の図	上志津七	推進に関する法律(平成十二年法律第	書	土砂災害警戒区域等に
区域のうち、次の図面に示す区域				千葉県告示第四百三十六号
佐倉市上志津及び南ユーカリが丘の	上志津六			
に示す区域			て縦覧に供する。)	に備え置いて縦覧
佐倉市上座の区域のうち、次の図面	上座二	関係書類を千葉県農林水産部森林課及び君津市役所	は、省略し、その	(「次のとおり」
の区域のうち、次の図面に示す区域			りとする。	次のとおり

榎戸七
榎戸六
みどり
内
山
和
物
İ
物
İ
鹿
栗
1
亀崎三
亀
1
亀
旭
1
つ

			第	1 3	8 8 8	3 9	号				£			葉				県			幸				令	·和!	5 年	11	月 1	<u>4</u> =	(火曜	目)
小林浅間		小林二二	/ - - -	小林二一	小 材二〇	, k	小林一九	:	小林一八		小林一七		岩戸一五		八街ろ一		八街は二		八街は一		泉台三			泉台二		泉台一		榎戸一一		榎戸一〇		榎戸九	
印西市小林浅間三丁目、小林浅間一 な	に示す区域	印西市小林の区域のうち、次の図面	区域(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)(日本)	:の区域のうち、次の図面 	こ示す区域 日西市 小材の区域のうち、次の区面 1		:の区域のうち、次の図面		印西市小林の区域のうち、次の図面	に示す区域	印西市小林の区域のうち、次の図面 な	に示す区域	印西市岩戸の区域のうち、次の図面 な	ち、次の図面に示す区域	八街市八街ろ及び榎戸の区域のう	域のうち、次の図面に示す区域	八街市八街は及び佐倉市上勝田の区	面に示す区域	八街市八街はの区域のうち、次の図し	うち、次の図面に示す区域	八街市泉台三丁目及び榎戸の区域の	区域	丁目の区域のうち、次の図面に示す	八街市泉台二丁目、榎戸及び泉台三 な	うち、次の図面に示す区域	八街市泉台三丁目及び榎戸の区域の	に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、次の図面 な	に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、次の図面	に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、次の図面	に示す区域
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	们 分 七	急頃斜地の崩裹	急傾斜地の崩壊	也) 自	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
矢口一		酒直台	Ī	酉直七	酒	5		本		馬		l Trê		Γ.				Vari										1					
l					<u>ド</u> ナ	重		佐倉九		· 橋 四		馬橋三		上岩橋一四		上岩橋一三		酒々井七			木下		平岡八		平岡七		平岡六		平岡五		大森四		
印旛郡栄町矢口及び北辺田の区域の	区域のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酒直台二丁目及び酒直の	のうち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町酉直		日番印色丁香正名が 国面に対す区域	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	佐倉九 「下下」」、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	次の図面に示す区域	橋	次の図面に示す区域	馬橋三 印旛郡酒々井町馬橋の区域のうち、	ち、次の図面に示す区域	橋一	ち、次の図面に示す区域	_	ち、次の図面に示す区域	々井	示す区域	南二丁目の区域のうち、次の図面に	不下 印西市木下、木下南一丁目及び木下	に示す区域	尚	に示す区域	尚	に示す区域	平岡六 印西市平岡の区域のうち、次の図面	に示す区域	平岡五 印西市平岡の区域のうち、次の図面	に示す区域	大森四 印西市大森の区域のうち、次の図面	面に示す区域	丁目及び小林の区域のうち、次の図

令和	1 5	年	11月	14	- 目		に曜					£			葉	<u> </u>			県			幸	<u> </u>			Š	第 <u>1</u>	3	88	9	<u> </u>			
		区域の名称				令和五	五十七号) 第九条	土砂災害警戒区	千葉県告示第四百三十七号		従覧に共する	対面		龍角寺	月	麻	麻生二		—— 麻 生 一		北辺田一		須賀七		須賀六		須賀五		興津三		安食一〇		竜角寺台	
		指定の区域					第九条第一項の規定により、次のとお	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三十七号			は、貧各)、千葉県上を備昭一(日子)	す区域の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の日共の	寺の区域の	区域の日地の	印審郡栄打麻主の区域のうら	図面に示す区域 印旛郡栄町麻生の区域のうち		印旛郡栄町麻生の区域のうち	面に示す区域	の区域の	区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち、	図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち	図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のうち	図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のうち	図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のうち	の図面に示す区域	#栄町竜角寺台一丁目の	うち、次の図面に示す区域
	現象の種類	原因となる自然	土砂災害の発生		千葉県知事		り土砂災害特別	への推進に関する			1. 7. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	可川景竟果及ぶ	Ą	うち、欠し急頃科	Į.	、欠り一急項料	、 次の 急傾斜		、次の 急傾斜		うち、次 急傾斜		、次の一急傾斜		、次の一急傾斜		、次の一急傾斜		、次の一急傾斜		、次の一急傾斜		区域の 急傾斜	
に関する事項	規制に必要な衝撃	う建築物の構造	生 防止するために行	土砂災害の発生を	熊 谷 俊 人		X.	る法律(平成十二年法律第		I	0月が ニンミ教戸に佐芝龍	千葉県県上整備邪可川環竟果及び印旛上大事务所ご備え置	±	で也の前裏	<u>‡</u>	4他の崩壊	地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊		が地の崩壊	
	上座二			山王一		高岡二		飯重二			飯重一			宮小路町二		吉見三		岩名一〇				臼井田一四			臼井田一三			臼井田一二			臼井田一一			— 臼 井 一 五
次の図面に示す区域	佐倉市上座の区域のうち、	図面に示す区域	及び太田の区域のうち、次	佐倉市山王一丁目、大篠塚	次の図面に示す区域	佐倉市高岡の区域のうち、	次の図面に示す区域	佐倉市飯重の区域のうち、	す区域	区域のうち、次の図面に示	佐倉市飯重及び江原新田の	示す区域	の区域のうち、次の図面に	佐倉市宮小路町及び城内町	次の図面に示す区域	佐倉市吉見の区域のうち、	の図面に示す区域	佐倉市岩名の区域のうち、	域	台の区域のうち、次の図面	、八幡台一丁目及	佐倉市臼井田、八幡台二丁	示す区域	臼井田の区域のうち、次の	佐倉市臼井田、臼井及び新	区域	のう	佐倉市臼井田及び臼井の区	図面に示す区域	び臼井の区域のうち、次の	佐倉市臼井田、新臼井田及	域	のうち、次の図面に示	佐倉市臼井及び臼井台の区
	一急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
	次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり				次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			一次の図面のとおり

			第	<u> 1</u>	3 8	8 8	9 두	<u>1</u> 7				£			葉				県			<u></u>	记			令	和:	5 年	11	月 1	4 日	(•)	と曜	日)
			千成三			弥勒町一		大蛇町二			太田四			太田三			太田二		太田一		神門一		城二		城一		上勝田四		上勝田三		上志津七			上志津六
す区域	井町本佐倉の区域のうち、	町、将門町及び印旛郡酒々	佐倉市千成三丁目、大蛇	す区域	区域のうち、次の図面に示	佐倉市弥勒町及び大蛇町の	ち、次の図面に示す区域	佐倉市大蛇町の区域のう	ち、次の図面に示す区域	四丁目及び石川の区域のう	佐倉市太田、六崎、大崎台	に示す区域	目の区域のうち、次の図面	佐倉市太田及び大崎台五丁	示す区域	の区域のうち、次の図面に	佐倉市太田、石川及び六崎	次の図面に示す区域	佐倉市太田の区域のうち、	一次の図面に示す区域	佐倉市神門の区域のうち、	の図面に示す区域	佐倉市城の区域のうち、次	うち、次の図面に示す区域	佐倉市城及び石川の区域の	ち、次の図面に示す区域	佐倉市上勝田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	佐倉市上勝田の区域のう	ち、次の図面に示す区域	佐倉市上志津の区域のう	ボす区域 しんしゅうしん	うち、次	佐倉市上志津及び南ユーカ
			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり
	ı		- A-A		+	1									1			1				±			ΔB	1		>/=			<i>b</i> .₩			/>
	上別所二		飯田一三		寺崎四			六崎九			六崎八			六崎七			飯野町二		馬渡二		丘一	南ユーカリが			鍋山町一			海隣寺町一			鏑木町二〇			鏑木町一九
の図面に示す区	佐倉市上別所の区域のう	次の図面に示す区域	佐倉市飯田の区域のうち、	次の図面に示す区域	佐倉市寺崎の区域のうち、	域	のうち、次の図面に示す区	佐倉市六崎及び石川の区域	うち、次の図面に示す区域	及び大崎台一丁目の区域の	佐倉市六崎、大崎台二丁目	に示す区域	目の区域のうち、次の図面	佐倉市六崎及び大崎台四丁	図面に示す区域	野干拓の区域のうち、次の	佐倉市飯野町、飯野及び飯	次の図面に示す区域	佐倉市馬渡の区域のうち、	面に示す区域	上座の区域のうち、次の図	佐倉市南ユーカリが丘及び	うち、次の図面に示す区域	町及び千成一丁目の区域の	佐倉市鍋山町、鏑木町、栄	図面に示す区域	鏑木町の区域のうち、次の	佐倉市海隣寺町、田町及び	示す区域	の区域のうち、次の図面に	佐倉市鏑木町及び宮小路町	に示す区域	町の区域のうち、次の	佐倉市鏑木町、並木町及び
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊
	次の図		次の図面		次の図面			次の図面			次の図面			次の図面			次の図面		次の図面			次の図面			次の図面			次の図面			次の図面			次の図面のとお

令利	Д <u>5</u>	年 1	1月	14	: 目	(<u></u>	曜	日)			-	£_			葉	<u> </u>			県			‡	设				第 <u>1</u>	3	88	9	<u> </u>			
榎戸七		榎戸六			内黒田一			山梨一		和良比一			鹿渡一			栗山一		亀崎三		亀崎二			亀崎一				旭ケ丘一			つくし座一		木野子一		小篠塚三
八街市榎戸、泉台二丁目、	次の図面に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、	図面に示す区域	二丁目の区域のうち、次の	四街道市内黒田及び千代田	面に示す区域	丁目の区域のうち、次の図	四街道市山梨及びみそら三	ち、次の図面に示す区域	四街道市和良比の区域のう	図面に示す区域	一丁目の区域のうち、次の	四街道市鹿渡及びさちが丘	図面に示す区域	三丁目の区域のうち、次の	四街道市栗山及びつくし座	ち、次の図面に示す区域	四街道市亀崎の区域のう	ち、次の図面に示す区域	四街道市亀崎の区域のう	面に示す区域	丁目の区域のうち、次の図	四街道市亀崎及び千代田三	域	のうち、次の図面に示す区	梨及び旭ケ丘三丁目の区域	四街道市旭ケ丘一丁目、山	す区域	区域のうち、次の図面に示	四街道市つくし座三丁目の	ち、次の図面に示す区域	佐倉市木野子の区域のう	ち、次の図面に示す区域	佐倉市小篠塚の区域のう
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり				次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり
				<u> </u>								-						1			1					1						1		
	小林二一		小林二〇		小林一九		小林一八		小林一七		岩戸一五			八街ろ一			八街は二			泉台三			泉台二		榎戸一一		榎戸一〇		榎戸九		榎戸八			
次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、	次の図面に示す区域	即西市小林の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市岩戸の区域のうち、	区域	域のうち、次の図面に示す	八街市八街ろ及び榎戸の区	面に示す区域	勝田の区域のうち、次の図	八街市八街は及び佐倉市上	示す区域	の区域のうち、次の図面に	八街市泉台三丁目及び榎戸	ち、次の図面に示す区域	び泉台三丁目の区域のう	八街市泉台二丁目、榎戸及	次の図面に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、	次の図面に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、	次の図面に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、	次の図面に示す区域	八街市榎戸の区域のうち、	区域	域のうち、次の図面に示す	泉台一丁目及び八街ろの区
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			
	次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお			次の図面のとお			次の図面のとお			次の図面のとお			次の図面のとおり		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお		次の図面のとお			

			第	<u> 1</u>	3 8	8 8	9 号	<u> </u>			=	Ŧ.			<u>菜</u>				県			‡	₹			令	和;	5 年	11	月 1	<u>4 E</u>	1 (火曜	星日]
本佐倉九			馬橋四			馬橋三			上岩橋一四			上岩橋一三			酒々井七			木下		平岡八		平岡七		平岡六		平岡五		大森四				小林浅間		小林二二
印旛郡酒々井町本佐倉、上	域	ち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町馬橋の区域	域	のうち、次の図面に示す区	印旛郡酒々井町馬橋の区域	区域	域のうち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町上岩橋の区	区域	域のうち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町上岩橋の区	区域	域のうち、次の図面に示す	印旛郡酒々井町酒々井の区	うち、次の図面に示す区域	及び木下南二丁目の区域の	印西市木下、木下南一丁目	次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市平岡の区域のうち、	次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、	区域	域のうち、次の図面に示す	林浅間一丁目及び小林の区	印西市小林浅間三丁目、小	次の図面に示す区域	印西市小林の区域のうち、
急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊				急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり				次の図面のとおり		次の図面のとおり
	龍角寺		麻生三		麻生二		麻生一		北辺田一		須賀七		須賀六		須賀五		興津三		安食一〇			矢口一			酒直台			酒直七			酒直六			
うち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町龍角寺の区域の	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町麻生の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町麻生の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町麻生の区域のう	うち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町北辺田の区域の	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町須賀の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町興津の区域のう	ち、次の図面に示す区域	印旛郡栄町安食の区域のう	示す区域	の区域のうち、次の図面に	印旛郡栄町矢口及び北辺田	図面に示す区域	び酒直の区域のうち、次の	印旛郡栄町酒直台二丁目及	図面に示す区域	一丁目の区域のうち、次の	印旛郡栄町酒直及び酒直台	図面に示す区域	二丁目の区域のうち、次の	印旛郡栄町酒直及び酒直台	す区域	区域のうち、次の図面に示	本佐倉及び佐倉市将門町の
	急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			急傾斜地の崩壊			
	次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり		次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			次の図面のとおり			

<u>第13889</u>号 四号中「もの」の下に「及び所属職員(副課長の職にある者に係るものを除く。)の子育 を次のように改正する。 て部分休暇の承認に関すること」を加える。 千葉県監査委員告示第八号 いて縦覧に供する。 千葉県監査委員事務局事務決裁規程(昭和四十五年千葉県監査委員告示第二号) 第六条第一項第六号中「看護休暇」の下に「、子育て部分休暇」を加え、同条第二項第 この告示は、公示の日から施行する。 千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示を次のように定める。 (「次の図面」 令和五年十一月十四日 千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示 は、 省略し、 監 公 安 千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置 査 委 委 員 千葉県監査委員 千葉県監査委員 千葉県監査委員 千葉県監査委員 員 会 告 告 示 示 岩 関 川小 井 口倉 泰 政 明 の 一 憲 幸 浩 明 部 (2) (1) 受講申込手続 受講申込手続等 講習業務の委託 受講定員 受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する 10λ 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 受講者決定通知 午後4時まで 申込みは、受け付けない。 る者にあっては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること 受講申込票受付期間等 申込方法 令和5年11月27日 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う (月曜日) から12月1日

(3) 受講手続等 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を

受講手続

の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署 係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号 へ提出すること。 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に

受講申込書受付期間等

令和5年12月18日 (月曜日) から22日

4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面

(警備業

(4)受講手数料等

受講手数料

34,000円

付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有す 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備

(金曜日)までの午前9時から

(金曜日)までの午前9時から午後

務従事証明書)

及び履歴書

添付書類

令和 5 年 11

ယ

講習の場所

受講対象者

千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階

月

午後5時まで

例(平成元年千葉県条例第1号)

令和6年1月16日 (火曜日) から23日 (火曜日) まで (千葉県の休日に関する条

第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から

14 日

2

講習の期日及び時間

(火曜日)

智

講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)に係る

千葉県公安委員会委員長

 $\frac{2}{2}$

 \mathbb{H}

肥

壬

規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年11月14日

千葉県公安委員会告示第29号

警備業法

(昭和47年法律第117号。

以下「法」という。)

第22条第2項第1号の

納入方法

第 1 3889号

0

ω

講習の場所

令和 5 年 11 月

 ∞

講習に関する問合せ先 ホームページ等に記載する。 なお、既納の受講手数料は、遠付しない。 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部の

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備業係 電話043 (201) 0110

千葉県公安委員会告示第30号

規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の

令和5年11月14日

千葉県公安委員会委員長 $\frac{2}{2}$ \mathbb{H}

肥

講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)に係る

講習の期日及び時間 令和6年1月22日 (月曜日)

及び23日

(火曜日)の午前9時から午後5時まで

千葉市中央区新田町4番22号 サンライト7階

4 受講対象者

する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条 という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間 育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関 に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」 4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教

受講定員

が通算して3年以上であるもの

Ŋ

 10λ

0 講習業務の委託

講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する

受講申込手続等

(1) 受講申込手続

A 申込方法

る者にあっては、 付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有す 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備 千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う

申込みは、受け付けない。

受講申込票受付期間等

午後4時まで 令和5年11月27日 (月曜日)から12月1日(金曜日)までの午前9時から

(2)受講者決定通知

受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を

なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する

(3)受講手続等

受講手続

を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要事項

受講申込書受付期間等

令和5年12月18日 (月曜日)から22日(金曜日)までの午前9時から午後

ウ 添付書類

務従事証明書)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し 4号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面

(警備業

(4)受講手数料等

受講手数料

10,000円

ホームページ等に記載する。 受講申込書提出時に納入することとし、その詳細については、千葉県警察本部の

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

講習に関する問合せ先

 ∞

公

告

項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

令和五年十一月十四日

熊 俊

人

千葉県知事 谷

作業種類 公共測量(空中写真撮影) 測量計画機関 流山市

 \equiv 几 作業地域 間 流山市全域 令和四年十 一月二十日から令和五年三月三日まで 令和5年11月14 千葉県企業 洞域

公共測量の実施

測量法 項の規定により、 令和五年十一月十四日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四 次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 条第

千葉県知事 熊 谷 俊

量計画機関 四街道市

第 1

3889号

作業種類 公共測量(空中写真撮影)

三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月十七日まで

作業地域 四街道市全域

兀

公共測量の実施

項の規定により、 令和五年十一月十四日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第 次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

県

熊 谷 俊 人

千葉県知事

作業種類 測量計画機関 公共測量(空中写真撮影) 八街市

葉

三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月三十一日まで

作業地域 八街市全域

匹

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

用する同法第二十条第二項の規定により、 送付があったので、 令和五年十一月十四日木更津市の変更に係る木更津都市計画生産緑地地区の関係図書の 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準 千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課におい

令和五年十一月十四日

(火曜日)

て縦覧に供する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人

その5

定 調 達 公 告

特

しある。 、この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

落札者等の公告

令和 5 年 11

次のとおり落札者等について公告する

 $\Box \dag$ 畑 美砂子

[掲載順序]

所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の 氏名及び住所 ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続

⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

人

②千葉県企業局管理部経理課 ①栗山浄水場水道用ポリ塩化アルミニウム 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 予定数量 1,442,000キログラム ③令和 5

年9月8日 ④ラサ晃栄株式会社 東京都千代田区内神田二丁目6番8号 ⑤1キログラ

ム当たり31.35円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

₹02

月8日 千葉県企業局管理部経理課 7.66用 ①栗山浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム ④横山商事株式会社 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9 船橋市西船五丁目26番25号 予定数量 639,100キログラム ⑤1キログラム当たり7

₹03

企業局管理部経理課 ④ 夕 ボ キ 水 工 株 式 会 社 香 取 市 牧 野 2 , 0 1 3 番 地 ①柏井浄水場水道用硫酸(45%) 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年9月8日 予定数量 840,000キログラム ⑤1キログラム当たり59.95 ②千葉県

⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月28日

り34.98円 ⑥一般競争入札 年9月8日 ②千葉県企業局管理部経理課 ①柏井浄水場水道用ポリ塩化アルミニウム ④横山商事株式会社 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ⑦令和5年7月28日 船橋市西船五丁目26番25号 予定数量 4,684,000キログラム ⑤1キログラム当た ③令和 5

年9月8日 ②千葉県企業局管理部経理課 ①柏井浄水場水道用液体苛性ソーダ (45%) ④株式会社千葉メンテ 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5 千葉市中央区新宿二丁目12番6号 予定数量 786,000キログラム ⑤1キログラ

ム当たり84.48円 ⑥一般競争入札 ⑦令和5年7月

305

年9月8日 ②千葉県企業局管理部経理課 ①柏井浄水場水道用次亜塩素酸ナトリウム ④三洪ゼネラル株式会社 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 市原市小田部675番地1 予定数量 2 991, 900キログラム ⑤1キログラム当 ③令和 5

_	第13889号	<u> </u>	葉	県	報	<u> </u>
購読料 本号 一部				ページ 段 行 プーシ 段 行		り77.33円 ⑥一般競争入札 その7 ①木下取水場水道用粉末活性炭 キログラム ②千葉県企業局管理 ③令和5年9月8日 ④三洪ゼ グラム当たり330円 ⑥一般競 その8 ①矢切取水場水道用粉末活性炭 千葉県企業局管理部経理課 千葉 月8日 ④金剛薬品株式会社 千またり235.40円 ⑥一般競争
三六円				収支割に対している。		(50%な (50%な 等入力、 等入力、 で が が が が が が が が が が が が が が が が が が
				収支報告書の要旨		年7月28日 7エット炭) 予定数量 1,747,000 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24 2会社 市原市小田部675番地1 ⑤1キロ合和5年7月28日) 予定数量 80,000キログラム ② - 專張町五丁目417番地24 ③令和5年9 - 真砂二丁目24番12号 ⑤1キログラム当和5年7月28日
購読申込先 発 行 者 千葉市中央区市場町一番一号						日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
〇四三 (二二三) 二六五八 集 県						